1．令和5年度就学援助制度の実施について

都道府県	市町村名	1．就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の通知に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の高額所得者に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールカーなどのスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものに○） ア．申請時を随時受け付け、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けており、申請を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校または教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校または教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8） （7）のカの内容
40	40	21	15	18	12	22	12	35	0	2	11	11	0	2	38	0	0	0	24	1	16	0	0	0	4		13	0	4	13	0	6	8
青森県	青森市	○	○			○		○			○	新入学児童入学準備金については、入学通知書送付の際に案内を同封			○				○						○	新入学児童入学準備金については、希望者が教育委員会に提出	○						
青森県	弘前市	○	○		○			○							○						○									○			
青森県	八戸市	○		○	○	○	○	○			○	小学校の新入学児童学用品費等の申請に係る案内を広報誌に掲載（就学援助制度の詳細は記載していない）			○				○						○	新入学児童学用品費等の対象者のうち、小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出			○				
青森県	黒石市		○	○				○			○	児童扶養手当の手続きをした際に保護者に就学援助制度の書類を配布するよう担当課へ依頼している。			○						○									○			
青森県	五所川原市	○		○				○							○				○											○			
青森県	十和田市	○	○			○	○	○			○	就学時健康診断の通知書に就学援助制度の書類を同封する。			○				○								○		○				
青森県	三沢市	○	○	○	○	○		○							○				○	○							○			○			
青森県	むつ市	○	○		○	○	○	○			○	就学時健康診断の通知書に就学援助制度の書類を同封している			○				○						○	要保護については、教育委員会で対象者を把握し、職務認定しているため、申請書などの提出は不要としている。							
青森県	つがる市							○							○						○									○			
青森県	平川市	○									○	就学時健康診断通知に就学援助制度案内及び申請書を同封し送付している			○						○											○	毎年10月頃、翌年度申請受付する際に、就学援助制度周知文書を作成し、全校児童生徒の保護者に配布するよう学校へ依頼している
青森県	平内町	○				○		○							○				○								○						
青森県	今別町						○	○							○				○													○	毎年度、就学援助該当者だけではなく、全保護者へ通知。
青森県	蓬田村						○	○							○						○						○						
青森県	外ヶ浜町	○				○		○		○					○						○								○	○			
青森県	鰺ヶ沢町			○			○	○							○						○						○			○			
青森県	深浦町	○		○				○			○	各校に対して制度冊書面にて周知			○				○														
青森県	西目屋村		○	○				○							○						○												
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○		○							○						○						○						
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○		○		○					○						○									○			
青森県	田舎館村			○				○							○						○											○	全児童生徒へ文書配布、民生委員へ協力依頼
青森県	板柳町		○	○			○	○							○				○								○						
青森県	鶴田町	○	○			○					○	毎年11月上旬に学校で就学援助制度の書類を配布			○				○														
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○	○							○				○											○			
青森県	野辺地町	○		○				○							○				○													○	関係課との情報共有
青森県	七戸町		○			○	○	○							○				○								○						
青森県	六戸町						○	○			○	就学時健診の通知の際、就学援助制度の案内文書を同封			○				○														
青森県	横浜町			○	○			○						○							○												
青森県	東北町	○				○		○							○				○														
青森県	六ヶ所村	○				○									○				○											○			
青森県	おいらせ町	○			○	○	○	○							○						○									○			
青森県	大間町					○		○							○				○								○						
青森県	東通村		○			○									○				○		○												
青森県	風間浦村			○	○	○								○							○						○						
青森県	佐井村			○		○	○	○							○				○								○						
青森県	三戸町	○	○			○	○	○							○				○										○	○		○	ホームページや広報により周知しているほか、学校神付金の納付が遅れがちな家庭に対し、学校から個別に声かけしてもらっている。
青森県	五戸町			○		○		○							○						○												
青森県	階上町			○		○		○							○				○														
青森県	南部町				○	○	○	○			○	・新入学児童、生徒の保護者に対して行う入学説明会において、制度の周知を行っている。 ・町のホームページにて紹介している。			○				○														○	・学校徴収金徴収し、学級費等を納める際に保護者生活状況によって申請を勧めたり、制度の説明をお願いしている。
青森県	階上町	○		○	○	○		○							○										○	在校生は希望者が学校に提出、就学予定児は希望者が教育委員会に提出。				○			
青森県	新郷村										○	学校に対して制度を書面で周知			○				○								○						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び准要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそもが対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 城内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 城内の小中学校で生徒及び保護者に対して案内（を配布（父兄会議等がいる場合など））	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）ア、イ、ウ、エにO をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増えた、支給対象となる保護者の教育費負担軽減制度があるから	エ. （入学前支給と）重なる保護者の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
40	40	28	5	7	0	0	0	0	28	2	0	3	0	0	0	0	0	3	7	18	0	7	7	9	10	8	0	0	0	2	11	11	0	1	3	3	1	0	1
青森県	青森市	○							○											○		○	○								○	入学通知書送付の際に案内を同封							
青森県	弘前市	○							○											○					○														
青森県	八戸市	○							○										○			○	○	○	○	○													
青森県	黒石市	○							○									○					○	○															
青森県	五所川原市	○							○										○			○		○															
青森県	十和田市	○							○										○							○					○	入学予定者へ送付する就学時健康診断通知書に案内等を同封。							
青森県	三沢市	○							○											○		○	○		○	○													
青森県	むつ市	○							○											○		○	○			○					○	就学時健康診断の通知文書とともに配布							
青森県	つがる市	○							○										○												○	就学時検診の案内に制度に関する書類を同封し、郵送している。							
青森県	平川市	○							○											○											○	就学時健康診断通知に就学援助制度案内及び申請書を同封し送付している							
青森県	平内町	○							○										○						○														
青森県	今別町	○							○											○											○	入学対象者宛に通知文を発送							
青森県	蓬田村	○							○											○											○	就学時健康診断報告書を送付するさきに一緒に郵送している。							
青森県	外ヶ浜町	○							○											○										○										
青森県	鰺ヶ沢町		○																																					
青森県	深浦町	○							○			○								○				○																
青森県	西目屋村		○							○																														
青森県	藤崎町	○							○										○			○		○	○	○													
青森県	大鰐町	○							○											○				○	○	○													
青森県	田舎館村			○																															○				
青森県	板柳町			○																															○				
青森県	鶴田町	○							○											○					○	○													
青森県	中泊町		○							○																														
青森県	野辺地町	○							○											○											○	就学時健康診断の事後指導に同封。							
青森県	七戸町	○							○											○			○	○															
青森県	六戸町	○							○									○													○	就学時検診の通知の際、就学援助制度の案内文書を同封							
青森県	横浜町	○							○											○					○														
青森県	東北町	○							○											○			○								○	入学通知書に案内を同封し、郵送した。							
青森県	六ヶ所村			○																															○				
青森県	おいらせ町			○																															○				
青森県	大間町			○																														○		○			
青森県	東通村			○																															○				
青森県	風間浦村		○									○																											
青森県	佐井村		○									○																											
青森県	三戸町	○							○									○													○	就学時健康診断の書類に案内を同封（郵送）							
青森県	五戸町	○							○											○				○		○													
青森県	田子町	○							○											○										○									
青森県	南部町	○							○										○						○														
青森県	階上町	○							○											○		○		○	○														
青森県	新郷村			○																																	○		小学校、中学校に入学祝金等を対象とした給付金制度を実施している。

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童数がその費用を無償化しているため、入学前支援を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	＜中学校＞ (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．年度の開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に伴う負担が増加するから	エ．入学前支援による保護者の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞ (6)（5）のエ及びオの内容	5．実施急変等の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実施し急変等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の活用により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
40	40	28	4	7	0	0	1	1	28	1	0	3	0	0	0	0	0	3	7	18	0	1	2	3	1	0	1	10	1	20	2	1	2	4	4
青森県	青森市	○							○											○								○							
青森県	弘前市	○							○											○										○					
青森県	八戸市	○							○										○										○						
青森県	黒石市	○							○									○									○								
青森県	五所川原市	○							○										○															○	特に対応していない。
青森県	十和田市	○							○										○															○	特別な対応はしていない。
青森県	三沢市	○							○											○										○					
青森県	むつ市	○							○											○										○					
青森県	つがる市	○							○										○											○					
青森県	平川市	○							○											○											○				
青森県	平内町	○							○										○								○								
青森県	今別町	○							○											○													○		
青森県	蓬田村	○							○											○										○					
青森県	外ヶ浜町	○							○											○										○					
青森県	鰺ヶ沢町		○									○															○								
青森県	深浦町	○							○											○															
青森県	西目屋村						○	域内に中学校がない																			○						○		
青森県	藤崎町	○							○										○								○								
青森県	大鰐町	○							○											○							○								
青森県	田舎館村			○																				○						○					
青森県	板柳町			○																				○						○					
青森県	鶴田町	○							○											○												○			
青森県	中泊町		○							○																					○				
青森県	野辺地町	○							○											○										○					
青森県	七戸町	○							○											○							○								
青森県	六戸町	○							○											○										○					
青森県	横浜町	○							○											○										○					
青森県	東北町	○							○											○										○					
青森県	六ヶ所村			○																			○							○					
青森県	おいらせ町			○																			○							○					
青森県	大間町			○																		○		○						○					
青森県	東通村			○																			○							○					
青森県	風間浦村		○									○															○								
青森県	佐井村		○									○															○								
青森県	三戸町	○							○									○												○					
青森県	五戸町	○							○											○														○	特に対応していない
青森県	階上町	○							○											○										○					
青森県	南部町	○							○										○											○					
青森県	階上町	○							○									○																○	特段対応していない。
青森県	新郷村			○																					○	＜中学校＞ (6)（5）のエ及びオの内容 小学校、中学校に入学前の者を対象とした給付金制度を実施している。			○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる収入要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																						4. (3)で ソ、タにO をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の非課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保育所、幼稚園、学童保育所の保育料の減免または徴収の猶予	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	コ. 就学援助の減免	サ. 学校納付金の高い学校、補習等が多い学校、または学用品等に不自由している生徒で保護者の生活状態が非常に厳しいと認められるもの	シ. 給食の費用による支給日数が多い者	ス. 母子・父子・寡婦福祉資金による支給日数が多い者	セ. 生活保護受給による支給打切	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額が変わると自動的に連動するもの)(例:生活費基準の1.15倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活費の基準額を参照して個々に定めているもの)(例:生活費基準の1.3倍の場合(39万円)、1.5倍(45万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:最低賃金額の10倍、1.5倍等)(係数および支給額を(5)に記入してください。)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者を固定費10倍に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の10倍、1.5倍等)(係数および支給額を(5)に記入してください。)	テ. その他	(4) (3)でソ、タ又はチにOをした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツにOをした場合、市区町村税課税基礎額(税額)に掛ける係数(倍率)	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	1. (1) 令和4年4月以降、保護費減の認定基準(ア. 基準となる新たな認定基準に更新)	2. (1)でイで、収入が減少した場合、イ. 基準となる新たな認定基準に更新)(イ. 基準となる新たな認定基準を維持)	3. (1)でウで、収入が減少した場合、ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(生活保護基準に基づく保護費の認定基準で認定となった世帯は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく保護費の認定基準により再認定など)	4. (1)でエで、収入が減少した場合、エ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(保護費が変わらない等)	5. (1)でオで、収入が減少した場合、オ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	6. 令和5年4月以降、生活扶助費、その他	7. (2)でエとした場合のその内容	8. (4) (1)でイ、収入が減少した場合、収入が減少しない		令和4年度
40	40	38	31	28	30	27	35	11	10	18	21	18	18	21	15	5	2	10	1	10	17	1	10	2	7	8	2	3	2	8	0	0	年	月	
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3		事故、災害、長期入院、失職、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等		○			○						20%未満
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○					○		○																					20%未満
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○			1.3														20%未満
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○					○	○	○					○			1													20%未満
青森県	五所川原市	○	○																																15%未満
青森県	十和田市	○					○							○		○					1				○		○								20%未満
青森県	三沢市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.3				○				○						25%未満
青森県	むつ市		○																	○			保護者が怪我や病気で働けなくなった世帯(証明する書類が必要)													15%未満
青森県	つがる市	○					○									○					1.3				○				○						30%未満
青森県	平川市		○		○																														10%未満
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			その他教育委員会が必要と認めるもの												15%未満
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○							25%未満
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○			その他教育委員会において援助が必要と認められる者。												25%未満
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
青森県	鰺ヶ沢町	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.3														15%未満
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○																												15%未満
青森県	西目屋村	○	○	○	○		○				○									○			特別な事情で生活が困難している者												15%未満
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			その他、特別な事情により経済的に困窮し、就学に支障があると認められる者												15%未満
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○																				15%未満
青森県	板柳町	○			○	○	○			○	○							○			1.3														25%未満
青森県	鶴田町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.65				○			○							15%未満
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○					1.2				○		○								25%未満
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○			教育委員会が特に必要があると認める者												20%未満
青森県	七戸町	○	○				○											○			1.3														15%未満
青森県	六戸町	○					○											○			1														10%未満
青森県	横浜町	○	○	○	○	○	○				○			○										学校納金の納入や学用品費に不自由するなど生活状況が良好でない方。												10%未満
青森県	東北町	○	○		○		○											○			1.2														15%未満
青森県	六ヶ所村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
青森県	おいらせ町		○				○																												15%未満
青森県	大間町		○																	○			保護者が病気、入院等で就労できないと認められるもの(医療機関受診の請求書、領収書又は就労できない旨の証明を添付)、その他教育長が特に援助を必要と認めるもの												20%未満
青森県	東通村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			災害等												15%未満
青森県	風間浦村	○	○	○	○	○	○			○	○																								15%未満
青森県	佐井村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○																				5%未満
青森県	三戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.05														20%未満
青森県	五戸町	○	○		○		○				○				○					○			特別支援就学奨励費で使用している収入報告書類証書を使用し、収入額が需要額を下回っていることおよび支弁区分が「1」であること。												15%未満
青森県	佐々木町																	○			1.1														10%未満
青森県	南部町	○	○	○	○	○	○					○	○	○																					15%未満
青森県	階上町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○			1.1			(3)キ、ク、サ、シ、スについては、チの基準に該当する場合に認定。												25%未満
青森県	新郷村	○	○	○	○	○	○		○				○	○	○			○			1.1														20%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費									入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費								(5) 補足事項
			費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
40	40	40	0	0	5	5	5	35	55	0	0	40	0	0	5	5	5	35	35	0	1	6	4	4	2	2	2	0	0	0	3	40	28	28	11	11	11	2	2	1	2	16
青森県	青森市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	59,920								○	○	42,928								
青森県	弘前市	○						○	11,630			○						○	41,350			○	○	0							実績なし	○	○	46,689								・体育実技用具費は1・4年生のみ ・通学用品費は2～6年生のみ
青森県	八戸市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				実績なし	○			○	45,200	42,346						
青森県	黒石市	○						○	11,420			○						○	20,470			○	○	0								○			○	33,000	33,000						通学費支給実績なし。
青森県	五所川原市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	44,855								
青森県	十和田市	○						○	11,000			○						○	40,000													○			○	40,000	37,070						医療費は実績なしのため0円
青森県	三沢市	○						○	11,520			○						○	48,700													○	○	36,223								
青森県	むつ市	○						○	15,000			○						○	40,000													○	○	46,737								学用品費は保護者の口座、修学旅行・校外活動については学校口座へ振込を。している。
青森県	つがる市	○						○	13,200			○						○	24,000													○	○	44,482								※学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)の三費目合計で、年額12,000円。
青森県	平川市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	48,128								・通学用品費については、小学校2年生以上が支給対象 ・体育実技用具費については、小学校4学年のみ支給対象 ・給食費無償化が始まったため、学校給食費の実績なし。
青森県	平内町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	38,000	38,000						
青森県	今別町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	0							実績なし。	
青森県	蓬田村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	40,989								校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。
青森県	外ヶ浜町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	45,710								
青森県	鰺ヶ沢町	○						○	13,200			○						○	54,000													○			○	33,000	22,000						
青森県	深浦町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	50,000	19,089						
青森県	西目屋村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	40,960								
青森県	藤崎町	○			○	11,630	10,573					○			○	51,080	51,080															○							○		・修学旅行費 1人あたりの平均額を支給4,710円（年間平均支給額） ・医療費は実績がないため0円
青森県	大鰐町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	21,762							※3	○	○	49,600								※1：体育実技用具費は1年生及び4年生に支給。※2：通学用品費は1年生には支給しない。 ※3：当町では通学定期券を現物支給しており、通学定期券購入に係る金額を対象者人数で除した金額を記載した。 ※4：校外活動費（宿泊を伴うもの）は支給対象を交通費及び宿泊料としているが、その支給対象経費が発生しないため0円である。 ※5：医療費は、町で医療費無償事業を実施しているため、支給費目としていない。 ※6：学校給食費について、令和4年度において給食費無償化事業を実施、執行額の記載が間違ったため、令和3年度実績額を記載した。
青森県	鰺ヶ沢町	○			○	11,100	11,100					○			○	19,900	19,900															○	○	47,400								
青森県	板柳町	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,660			学校給食費は R4実績より
青森県	鶴田町	○			○	11,630	11,285					○			○	54,080	54,080															○			○	22,660	22,660					
青森県	中泊町	○						○	11,100			○						○	19,900													○			○	40,000	40,000						医療費に関する制度は残っているが、南町の医療費無料化が18歳までとなっているため、実績なし。
青森県	野辺地町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	32,657								
青森県	七戸町	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○	○	50,658								・通学費・費用負担発生事例なし。 ・医療費：別事業にて給付（ひとり親家庭等医療費給付事業（条例））。
青森県	六戸町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	31,051								
青森県	横浜町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	43,860								
青森県	東北町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	35,029								
青森県	六ヶ所村	○						○	11,520			○						○	50,600													○	○	35,539								
青森県	おいらせ町	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	40,000								
青森県	大間町	○						○	13,900			○						○	54,080													○	○	41,000								
青森県	東通村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	0							令和4年度実績なし。
青森県	風間浦村	○						○	11,100			○						○	0		実績なし。											○						○	44,000		
青森県	佐井村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	0								・修学旅行費は実績なし ・医療費は対象範囲により高校生まで無料
青森県	三戸町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	50,457								・校外活動費、医療費は対象費目はあるが実績なし。
青森県	五戸町	○			○	11,630	10,338					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,660					
青森県	田子町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	48,700								学校給食費 1食あたり240円を公金振替している。
青森県	南部町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○	○	51,062								
青森県	階上町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	39,800	39,185						
青森県	新郷村	○						○	12,000			○						○	16,000													○			○	実費のみ	0						学用品費・・・対象児童全学年　1年生10,300円、2～6年生12,000円 給食費・・・全児童無償化 修学旅行・・・事業の非割引令和4年度は対象児童なしのため実績なし。

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |